

# 国立大学法人富山大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て100分の10の範囲内でこれを増額し又は減額することができるとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長  
人事院給与勧告を参考に以下の改定を行った。  
①地域手当の支給率を1%引き上げた。  
②広域異動手当を新設した。  
单身赴任手当を廃止し、支給期間を3年限りとする单身赴任生活手当を新設した。

理事  
同 上

理事(非常勤)  
改定なし

監事  
人事院給与勧告を参考に以下の改定を行った。  
①地域手当の支給率を1%引き上げた。  
②広域異動手当を新設した。  
单身赴任手当を廃止し、支給期間を3年限りとする单身赴任生活手当を新設した。

監事(非常勤)  
改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,953	千円 12,780	千円 5,173	千円 0			※
A理事	千円 15,271	千円 10,836	千円 4,386	千円 49 (通勤手当)			※
B理事	千円 15,271	千円 10,836	千円 4,386	千円 49 (通勤手当)			※
C理事	千円 13,148	千円 9,360	千円 3,788	千円 0			*※
D理事	千円 15,246	千円 10,836	千円 4,386	千円 24 (通勤手当)			※
E理事	千円 7,512	千円 5,418	千円 2,094	千円 0		9月30日	※
F理事	千円 7,345	千円 5,058	千円 2,174	千円 101 (地域手当) 12 (通勤手当)	10月1日		
G理事	千円 6,493	千円 4,215	千円 2,174	千円 84 (地域手当) 20 (通勤手当)	11月1日		
H理事 (非常勤)	千円 1,404	千円 1,404	千円 0	千円 0		9月30日	※
A監事	千円 13,172	千円 9,360	千円 3,788	千円 24 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,692	千円 1,692	千円 0	千円 0			※

注1: 「地域手当」とは、地域における物価等を考慮して、本学の勤務地に応じて支給しているものである。

注2: 「前職」欄の「\*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

注3: 「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、人事の活性化と人事配置の適正化を進めるとともに、教職員数の見直しを実施する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、毎年的人事院勧告を参考として適正な給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給	勤務成績により昇給区分を5段階に分け、その昇給区分に応じた号給数上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数又は必要在級年数を有する者は、上位の職務の級に決定することができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。(給与法に準拠)
特別昇給	勤務成績の特に良好な職員が、研修の成績が特に良好であることや職務上の功績や業務のための顕著な功労による表彰又は顕彰等を受けたことにより、昇給をさせることができる。(給与法に準拠)

##### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

###### 【本給表の改正】

平成19年度人事院給与勧告を参考に、初任給を中心に若年層に限定した本給月額を引き上げを行った。引上げ額の平均は約2,000円である。

###### 【勤勉手当の支給割合の引上げ】

平成19年度人事院給与勧告を参考に、支給月数を0.05月分引き上げた。

###### 【地域手当支給割合の引上げ】

平成18年度人事院給与勧告を参考に、支給割合を1%引上げて2%とした。

###### 【広域異動手当の新設】

職務上の命令による異動者又は本学の要請に基づく異動者のうち、60km以上の広域異動を行った職員に本給月額等に所定の支給割合を乗じた額を異動の日から3年間支給する。地域手当との併給調整とし、平成19年度の支給割合は2%(300km以上の異動は4%)とした。

**【管理職手当の定額化】**

平成18年度人事院給与勧告を参考に、管理職手当を定率制から定額制に改正し、本給表別に手当額を定めた。

**【扶養手当の支給額の引上げ】**

平成18年度及び19年度人事院給与勧告を参考に、子等に係る支給月額を6,500円に引き上げた。

**【単身赴任手当の廃止及び単身赴任生活手当の新設】**

単身赴任手当を廃止し、単身赴任生活が定着するまでの間の生活費補填とする単身赴任生活手当を新設して、支給額を月額25,000円で支給期間を最長3年までとした。

**【認定看護師等手当の新設】**

本学で認定看護師又は専門看護師の指名を受けて認定・専門分野の業務に従事する看護師に対して、認定看護師には月額3,000円、専門看護師には月額5,000円を支給する。

**【夜間・休日緊急手術等手当の新設】**

時間外及び休日に緊急外来・緊急手術に従事した場合従事時間に応じ、1回につき5,000円～20,000円を支給する「夜間・休日緊急手術等手当」を特殊勤務手当の一つとして新設した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,554	45.8	7,221	5,198	72	2,023
事務・技術	355	46.4	6,112	4,425	92	1,687
教育職種 (大学教員)	776	48.3	8,631	6,178	68	2,453
医療職種 (病院看護師)	269	39.0	5,216	3,795	53	1,421
技能・労務職種	24	52.4	5,491	3,987	77	1,504
教育職種 (附属高校教員)	22	39.7	7,104	5,217	99	1,887
教育職種 (附属義務教育学校教員)	36	40.2	6,630	4,857	73	1,773
医療職種 (病院医療技術職員)	66	43.7	5,830	4,215	82	1,615
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	44.0	5,483	4,012	39	1,471
指定職種	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)については該当者がいないため省略した。

注4:常勤職員の技能・労務職種とは自動車運転手、調理師等である。

注5:常勤職員の教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校の教育職員である。

注6:常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園の教育職員を含む。

注7:常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは、附属病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師等である。

注8:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)とは、附属学校に勤務する栄養士である。

注9:常勤職員のその他医療職種(看護師)とは、附属病院以外に勤務する看護師である。

注10:常勤職員の指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注11:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)及び指定職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

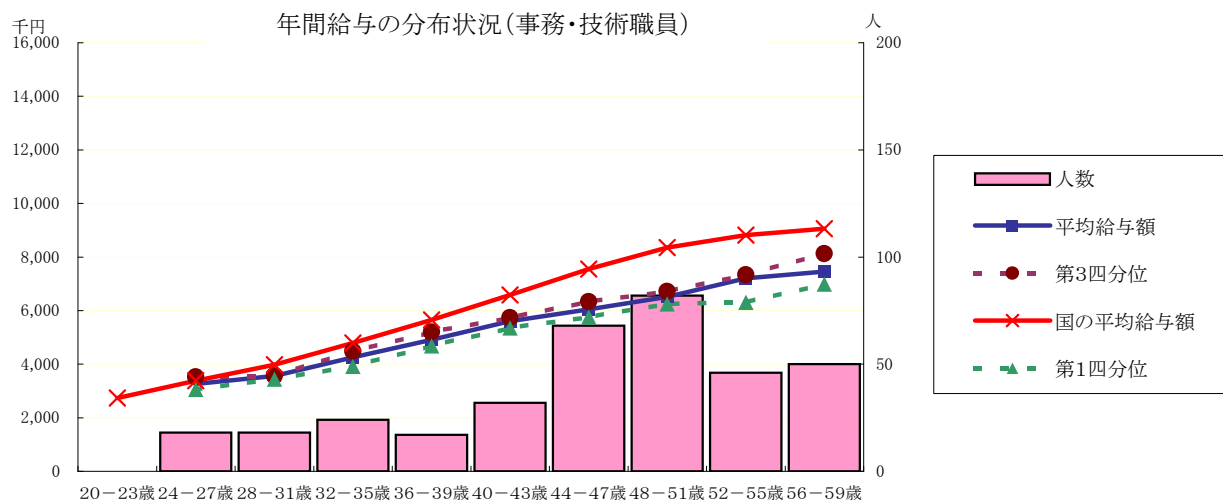
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	83	32.5	3,607	2,863	51	744
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	53.7	3,816	2,755	40	1,061
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	42.3	7,547	5,482	56	2,065
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	29.8	2,750	2,750	46	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	24.6	3,465	2,527	21	938
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	30.6	3,685	2,710	113	975

注1:非常勤職員の技能・労務職種とは技能補佐員(調理師)である。

注2:非常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは、技術補佐員(薬剤師), 技術補佐員(眼科視能訓練士)等である。

注3:非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	4	58.0	-	-	9,885	-	-
グループ長	31	56.2	7,581	8,058	8,170	8,170	
主幹	17	53.8	6,987	7,170	7,313	7,313	
主査	169	50.0	6,141	6,440	6,710	6,710	
主任	73	44.0	5,166	5,433	5,773	5,773	
事務職員	60	31.3	3,413	3,799	4,153	4,153	

注1: 部長には部長相当職である「次長」を含む。

注2: 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

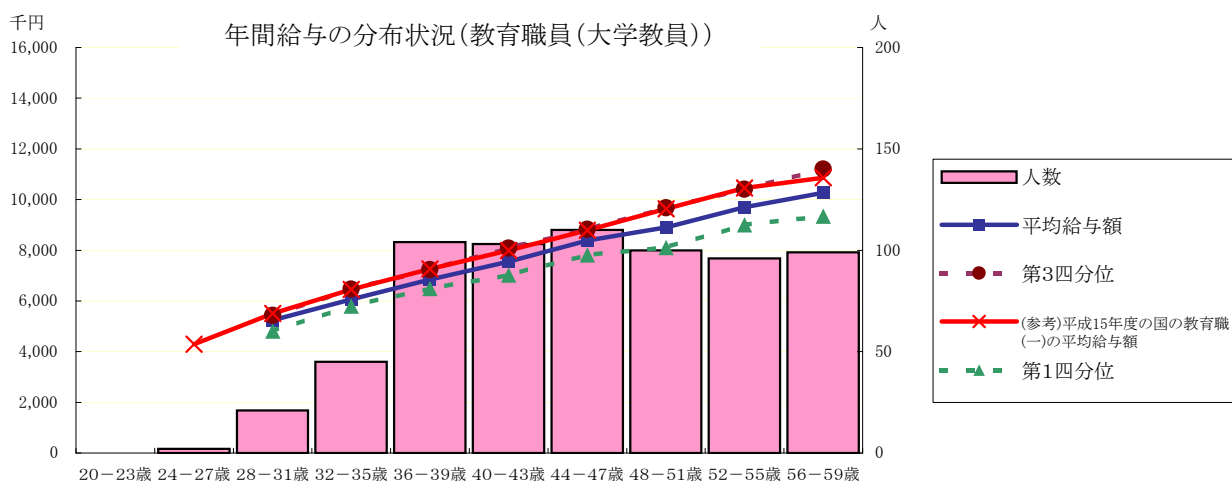
注3: 本法人は課制でないため、「グループ長」を課長相当職として掲げている。

注4: 本法人は課制でないため、「主幹」を課長補佐相当職として掲げている。

注5: 本法人は係制でないため、「主査」を係長相当職として掲げている。

また、主査には、「技術専門職員」を含む。

注6: 事務職員には「技術職員」を含む。



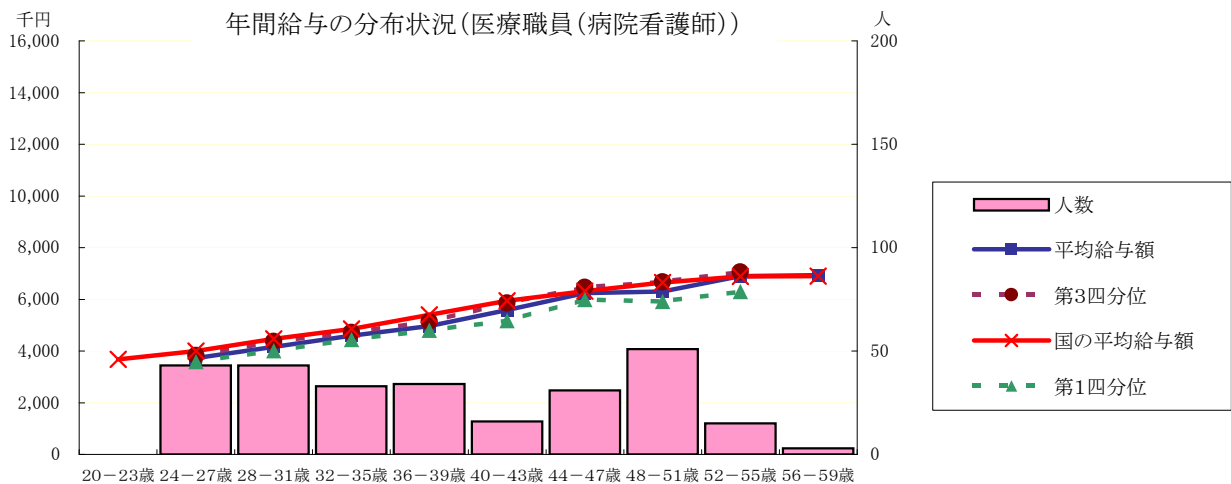
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

注2: 教育職員(大学教員)の年齢24~27歳の該当者は2人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから, 年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	平均 千円	千円
教授	300	55.5	9,596	10,385	11,193
准教授	234	46.0	7,554	8,144	8,817
講師	68	43.3	6,826	7,446	8,111
助教	151	40.4	6,044	6,474	6,964
助手	23	44.6	5,362	6,064	6,829





注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下,⑤まで同じ。

注2:医療職員(病院看護師)の年齢56~59歳の該当者は3人であるため,当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから,年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
副看護部長	3	51.8	—	—	7,068	—	—
看護師長	23	50.5	6,664	6,664	6,835	7,028	7,028
副看護師長	50	46.7	5,940	5,940	6,211	6,521	6,521
看護師	192	35.3	3,935	3,935	4,636	5,102	5,102

注1:看護師には,看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:副看護部長の該当者は3人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから,年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任	主査	主幹	グループ長	グループ長
人員 (割合)	355人	14人 (3.9%)	47人 (13.2%)	193人 (54.4%)	63人 (17.7%)	24人 (6.8%)	10人 (2.8%)
年齢(最高～最低)		27～24歳	56～27歳	59～35歳	59～47歳	59～40歳	59～49歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,714～1,917千円	4,101～2,393千円	4,997～3,110千円	5,420～4,398千円	6,030～5,000千円	7,726～5,902千円
年間給与額(最高～最低)		3,597～2,636千円	5,561～3,276千円	6,955～4,302千円	7,613～6,288千円	8,169～7,031千円	10,422～8,122千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3人 (0.8%)	人 (%)	1人 (0.3%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		59～54歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,397～6,677千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		11,696～9,211千円	～千円	～千円	～千円

注：9級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	776人	6人 (0.8%)	169人 (21.8%)	67人 (8.6%)	234人 (30.2%)	300人 (38.7%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		53～24歳	65～28歳	64～30歳	64～32歳	64～40歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,417～2,404千円	5,916～3,078千円	6,605～3,947千円	7,014～4,202千円	9,534～5,542千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		6,112～3,294千円	7,909～4,239千円	9,147～5,433千円	9,859～5,802千円	13,370～7,823千円	～千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	269 人 ( ) %	人 ( ) %	192 人 ( 71.4 ) %	50 人 ( 18.6 ) %	23 人 ( 8.6 ) %	3 人 ( 1.1 ) %	1 人 ( 0.4 ) %	人 ( ) %
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 56～24	歳 55～35	歳 59～44	歳 53～50	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 4,728～ 2,456	千円 5,343～ 3,494	千円 5,318～ 4,477	千円 5,148～ 4,749	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 6,502～ 3,385	千円 7,292～ 4,850	千円 7,424～ 6,404	千円 7,368～ 6,728	千円 ～	千円 ～

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

## ④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.1	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.9	% 34.9
	最高～最低	% 46.5～32.2	% 47.1～30.3	% 45.2～31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.6	% 33.4
	最高～最低	% 40.7～31.2	% 39.0～29.2	% 39.8～30.2

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 65.4	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 34.6	% 35.4
	最高～最低	% 42.9～28.2	% 44.4～30.9	% 41.5～29.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.5	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.5	% 33.3
	最高～最低	% 42.9～24.0	% 39.0～29.2	% 39.8～27.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9	67.1	66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1	32.9	33.9
	最高～最低	40.7～31.3	39.0～29.4	38.0～30.3

注： 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.0

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

98.3

注： 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	81.9	
	参考	地域勘案	86.4
		学歴勘案	82.0
		地域・学歴勘案	86.5
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 45% (国からの財政支出額 15,259,880千円 支出予算の総額 34,161,967千円 :平成19年度予算)		
	【検証結果】 国の給与水準を越えていないことから、概ね適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準を維持するよう努めることとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	95.0	
	参考	地域勘案	94.7
		学歴勘案	94.4
		地域・学歴勘案	94.9
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 45% (国からの財政支出額 15,259,880千円 支出予算の総額 34,161,967千円 :平成19年度予算)		
	【検証結果】 国の給与水準を越えていないことから、概ね適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準を維持するよう努めることとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

93.9

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,685,203	千円 13,744,988	千円 (%) △ 59,785 (△0.4)	千円 (%) — ( — )
退職手当支給額 (B)	千円 1,767,042	千円 1,643,707	千円 (%) 123,335 ( 7.5)	千円 (%) — ( — )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,978,833	千円 1,690,825	千円 (%) 288,008 ( 17.0)	千円 (%) — ( — )
福利厚生費 (D)	千円 1,870,017	千円 1,920,803	千円 (%) △ 50,786 (△2.6)	千円 (%) — ( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,301,095	千円 19,000,323	千円 (%) 300,772 ( 1.6)	千円 (%) — ( — )

注1: 本学は平成17年10月1日に設立された法人であるため、「中期目標開始時(平成17年度)からの増△減」欄は記載していない。

注2: 当年度の「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」は、承継職員等に係る支給額を示しており、賞与及び退職給付の引当金は計上せず、承継職員以外の職員の給与、報酬等、退職手当支給額は「非常勤役職員等給与」に含めている。

また、「非常勤役職員等給与」については、受託研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含めている。

以上のことから、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における「報酬又は給与」及び「退職給付」の支給額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 前年度の比較

「給与、報酬等支給総額」は、地域手当の支給率が1%から2%へ改定になったことによる給与の増、平成18年度に行った給与制度改革の本給表4.8%の引き下げ効果による給与の減、及び定員削減による人件費の減から、前年度比0.4%の減となった。

しかし、定年退職者の増加(12人増)による「退職手当支給額」の増と非常勤役職員の増加、常勤職員の地域手当支給率増改定に伴う非常勤職員の給与単価の増額改定により、「最広義人件費」は前年度比1.6%の増となった。

##### 総人件費改革への取組み

中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととし、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	14,512,394	13,744,988	13,685,203
人件費削減率(%)		-5.3	-5.7
人件費削減率(補正值) (%)		-5.3	-6.4

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

(参考)

法人設立後の新富山大学及び法人の前身となった旧富山大学、旧富山医科薬科大学、大学、旧高岡短期大学分を併せた平成17年度の給与、報酬等支給総額は、14,345,826千円であり、その内訳は次のとおりである。

新富山大学 … 7,426,169千円

旧富山医科薬科大学 … 3,515,328千円

旧富山大学 … 3,038,561千円

旧高岡短期大学 … 365,768千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし。